

細 則《弔 慰 金 規 約》

(改正) 第 5 条 (3,000 円を 5,000 円に改正) 令和 2 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 会員の弔慰に対しては、この規約により弔慰金を贈呈する。

(範 囲)

第 2 条 この規約の対象者の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該稲荷台 3 丁目に居住する会員及び同居の親族。
- (2) 前項以外の会員で町内会費を納入している会員。

(名 義)

第 3 条 この規約により贈呈する弔慰金は、全て「佐倉市稲荷台 3 丁目町内会」名義とする。

(弔慰金)

第 4 条 会員が死亡した場合は、次のとおり弔慰金を贈呈する。

弔慰金 5,000 円

第 5 条 会員の同居の親族が死亡した場合は、次のとおり弔慰金を贈呈する。

弔慰金 5,000 円

(適 用)

第 6 条 この規約を適用する場合は、理事の申し出により会長が承認の上行うものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規約の改正は理事会の決議によるものとする。

(本細則適用日)

第 8 条 この規約は、昭和 61 年 4 月 1 日より実施する。